

令和4年4月1日

医療法人 徳洲会  
介護老人保健施設しんかま  
施設長 国枝 武義

## 令和3年度 所定疾患施設療養費の算定状況について

### [算定条件]

1. 所定疾患施設療養費（Ⅰ）については、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。

所定疾患施設療養費（Ⅱ）については、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。

2. 所定疾患施設療養費（Ⅰ）または（Ⅱ）と、緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。

- イ 肺炎
- ロ 尿路感染症
- ハ 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- ニ 蜂窩織炎

4. 算定する場合にあつては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

5. 請求に際して、診断、行った検査。治療内容等を記載すること。

6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の該当加算の算定状況を報告すること。

7. 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、帯状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

令和3年4月～令和4年3月に算定した所定疾患施設療養費の状況を公表します。

令和3年6月

疾患	件数	治療日数	検査・治療内容	投薬内容
蜂窩織炎	1	7	血液検査	セフカペンポキシシル (100mg) 3T3x

令和3年12月

疾患	件数	治療日数	検査・治療内容	投薬内容
尿路感染症	2	14	採血	レボフロキサシン (500mg) 1錠 1x レボフロキサシン (500mg) 1錠 1x セフカペンキシシル (100mg) 3錠 3x

令和4年1月

疾患	件数	治療日数	検査・治療内容	投薬内容
尿路感染症	1	10	採血	レボフロキサシン (500mg) 1錠 1x
肺炎	1	8	採血	レボフロキサシン (500mg) 1錠 1x

令和4年2月

疾患	件数	治療日数	検査・治療内容	投薬内容
誤嚥性肺炎	2	18	採血	セファメジンα1gキット 2回/日 セフカペンポキシシル (100mg) 3錠 3X ラフテック 500ml+ソリタ T3G 500ml/日 セファメジンα1gキット 1回/日
尿路感染症	1	4	採血	レボフロキサシン (500mg) 1錠 1x

令和4年3月

疾患	件数	治療日数	検査・治療内容	投薬内容
尿路感染症	1	4	採血	レボフロキサシン (500mg) 1錠 1x